

# 平成31年度 地域の茶の間助成事業のご案内

## 妙高市社会福祉協議会

妙高市社会福祉協議会では、定期的に自主開催している地域の茶の間事業に対し、運営費の一部を助成します。

- 対象要件 年間4回以上、定期的に地域の茶の間を開催していること  
ただし、町内行事（町内旅行、運動会、さいの神、町内のお祭りなど）と一緒に行うものについては、開催回数に含まないこととします
- 助成内容 地域の茶の間の運営費に係る経費の一部を助成します  
1回1,000円×年間の開催回数  
年間の限度額は12,000円までとします  
※開催回数が当初申請より増加した場合でも、追加申請はできません  
のでご了承ください
- 受付期間 平成31年4月1日(月)～令和元年5月24日(金)
- 申請方法 別紙「地域の茶の間助成事業 申請書」に必要事項を記入し、ご提出ください。独自の計画書があれば添付してください

### 【提出先】

新井地区	いきいきプラザ3階	電話：72-7660
妙高地区	妙高保健センター1階	電話：82-4084
妙高高原地区	妙高高原支所内	電話：86-5310

- 助成期間 平成31年4月1日～令和2年3月31日まで
- 実施報告 別紙「地域の茶の間助成事業 実施報告書」を令和2年4月10日(金)までにご提出ください。活動中の写真があれば添付してください  
※計画した回数が実施できなかった場合はご相談ください

- ◆問い合わせ先 妙高市社会福祉協議会  
妙高市中町4-16 いきいきプラザ3階  
電話：0255-72-7660



この事業は、皆様からご協力いただきました、赤い羽根共同募金の配分金で実施しています。